

雇児発第1209001号
平成15年12月9日
一部改正 雇児発第0331020号
平成18年3月31日
一部改正 雇児発第0227005号
平成21年2月27日
一部改正 雇児発0722第5号
平成22年7月22日
一部改正 雇児発0330第13号
平成24年3月30日
一部改正 雇児発0808第2号
平成25年8月8日
一部改正 雇児発0331第29号
平成27年3月31日
一部改正 子発0115第13号
平成30年1月15日
一部改正 子発0427第3号
平成30年4月27日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について

保育士養成については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、今般、児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い、別紙1から3のとおり保育士養成施設の指定及び運営の基準を定めているところ。今般、平成25年8月8日の一部改正により、指定保育士養成施設において幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施するため別紙4を定めたため、その適正な実施に特段の御配慮をお願いするとともに、管内の指定保育士養成施設の所長宛に通知されたい。

また、「指定保育士養成施設の指定基準について」（平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 438 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「指定保育士養成施設における保育実習の実施基準について」（平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 439 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

(別紙3)

教科目の教授内容

1 目的

各教科目の教授内容の標準的事項を示した「教科目の教授内容」を別添1のとおり定めたので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること。

2 教科目

<必修科目>

【保育の本質・目的に関する科目】

- 保育原理（講義2単位）
- 教育原理（講義2単位）
- 子ども家庭福祉（講義2単位）
- 社会福祉（講義2単位）
- 子ども家庭支援論（講義2単位）
- 社会的養護Ⅰ（講義2単位）
- 保育者論（講義2単位）

【保育の対象の理解に関する科目】

- 保育の心理学（講義2単位）
- 子ども家庭支援の心理学（講義2単位）
- 子どもの理解と援助（演習1単位）
- 子どもの保健（講義2単位）
- 子どもの食と栄養（演習2単位）

【保育の内容・方法に関する科目】

- 保育の計画と評価（講義2単位）
- 保育内容総論（演習1単位）
- 保育内容演習（演習5単位）
- 保育内容の理解と方法（演習4単位）
- 乳児保育Ⅰ（講義2単位）
- 乳児保育Ⅱ（演習1単位）
- 子どもの健康と安全（演習1単位）
- 障害児保育（演習2単位）
- 社会的養護Ⅱ（演習1単位）
- 子育て支援（演習1単位）

【保育実習】

- 保育実習Ⅰ（実習4単位）

○保育実習指導Ⅰ（演習 2 単位）

【総合演習】

○保育実践演習（演習 2 単位）

<選択必修科目>

○保育の本質・目的に関する科目

○保育の対象の理解に関する科目

○保育の内容・方法に関する科目

○保育実習Ⅱ（実習 2 単位）

○保育実習指導Ⅱ（演習 1 単位）

○保育実習Ⅲ（実習 2 単位）

○保育実習指導Ⅲ（演習 1 単位）